

議案第26号

幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。